

議第80号

京都市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例の制定について

京都市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例を次のように制定する。

令和2年9月23日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める条例

地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、当該役員又は会計監査人に係る基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項各号列記以外の部分に規定する基準報酬年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の最低責任限度額を定める必要があるため提案する。